

## 広報おおやまざき広告掲載に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、大山崎町有料広告掲載の取扱いに関する要綱に基づき、大山崎町（以下「町」という。）が作成する広報おおやまざきへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、ページ下段で町が指定した位置とする。

### (掲載規格)

第3条 掲載規格は、1区画につき縦6cm横4.4cmとする。

### (掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は3ヶ月間とする。ただし、広告掲載申込者が引き続き掲載を希望するときは、3ヶ月を単位として掲載期間を延長することができる。

### (掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠（以下「募集枠」という。）は8区画とする。なお、広告掲載希望数が募集枠の数に満たないときは、複数の募集枠の利用を認めることができる。

### (広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、広報おおやまざきのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

### (その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。